

公益財団法人加古川市国際交流協会国際交流事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この制度は、市民との交流を目的とした国際交流事業・活動に対し助成し市民生活に根ざした国際交流を推進することを目的とする。

(対象団体)

第2条 助成金の交付申請をすることができる団体は、国際交流活動を実施する団体で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 営利、宗教、政治活動を目的としないこと。
- (2) 団体の主たる構成員が加古川市民、または姉妹都市の市民であること。
- (3) 1年以上活動実績があり、かつ継続して国際交流事業等を行う意思があること。
- (4) 申請団体が主催、企画、運営、実施を行う事業であること。
- (5) 会則、定款等の定めがあること。

(助成対象事業)

第3条 加古川市内、または姉妹都市で行われる事業で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 海外諸都市との友好交流事業
- (2) 国際理解と国際協力に関する事業
- (3) 多文化共生社会の実現に関する事業

2 助成を受けることができるのは、他の機関から助成を受けていない事業・活動で1団体につき1事業とする。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料とする。ただし、姉妹都市の市民にかかるもののみ、旅費を含む。

(助成金の額)

第5条 1事業に対して、10万円以内、ただし、対象経費の1/2以内とする。

2 予算の範囲内でそれぞれの申請内容に応じ審査する。

(助成金交付申請)

第6条 助成をうけようとする団体は国際交流事業助成金申請書(様式第1)を理事長に提出しなければならない。

(申請期間)

第7条 事業実施日の2箇月前までとする。

(審査会)

第8条 理事長は助成対象事業の審査を行うため、審査会を設ける。

- (1) 審査員は、外部市民1名、国際交流協会理事3名、事務局1名の範囲内で理事長が選任する。
- (2) 審査会は提出された申請書について審査し、助成の可否及び助成金額を決定する。
- (3) 審査会は審査に必要と認めるときは、助成をうけようとする団体に対し、ヒアリング及びプレゼンテーションを求めることができる。

(審査基準)

第9条 助成対象事業の審査等に係る審査基準については、次の各号とする。

- (1) 助成をうけることによりその効果が期待できるもの。
- (2) 申請事業が助成の趣旨と合致しているか。
- (3) 計画が十分に検討されているもの。
- (4) 当協会から過去に助成を受けていない団体を優先し審査する。

(交付の決定)

第10条 理事長は、第7条第2号により、補助金の可否を決定したときは、速やかに、その旨を国際交流事業助成金交付決定通知書(様式第2号)により申請団体に通知するものとする。

(助成金の請求及び実施報告)

第11条 助成の決定を受けた団体は、事業完了後2週間以内に国際交流事業助成金請求書(様式第3号)及び国際交流事業終了届出書(様式第4号)を理事長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第12条 理事長は助成対象団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、若しくは交付額を変更し、またはすでに交付した助成金の全額又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 助成金を助成対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 助成金対象団体の執行方法が不相当と認められたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。